

東京都公報

発行 東京都

目次

114

目次（続）

○自動車運転免許の承認に関する規程の1部改正……………1
○代議院選挙事務条例の認定並びに関する規程……………*

告示（消）

●東京消防庁告示第17号

自動通報等の承認に関する規程（平成2年9月東京消防庁告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月26日

東京消防庁

消防総監 安藤俊雄

第2条各号を次のように改める。

(1) 条例第61条の2第1号に規定する通報

ア 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1に掲げる防火対象物に設置され

ている自動火災報知設備（令第21条に規定する自動

火災報知設備に代えて用いる消防法（昭和23年法律

第186号。以下「法」という。）第17条第3項に規

定する特殊消防用設備等及び令第29条の4に規定す

る必要とされる防火安全性を有する消防の用に供

する設備等を含む。以下同じ。）の作動と連動して送信される信号によって行う通報（以下「事業所火災直接通報」という。）

令別表第1に掲げる防火対象物（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第25条第3項第5号に定める自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する火災通報装置により通報することか義務となっている防火対象物を除く。）

イ 高齢者又は心身障害者が居住する防火対象物又はその部分に設置されている住宅用火災警報器の作動と連動して送信される信号によって行う通報（以下「住宅火災直接通報」という。）

防火対象物の所在地を管轄する区市町村長が定める防火対象物

(2) 条例第61条の2第2号に規定する通報

高齢者又は身体障害者等が居住する防火対象物又はその部分からの通報（以下「救急直接通報」という。）

防火対象物の所在地を管轄する区市町村長が定める防火対象物

第3条第1号ア中「消防法（昭和23年法律第186号。以下この条において「法」という。）を「法」に改め、

「（自動火災報知設備に代えて用いる法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等及び政令第29条の4に規定する必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等を含む。以下同じ。）」を削り、同号イ中「自動火災報知

設備」を「アの規定により設置された自動火災報知設備」に改め、同号ウ中「通報に使用する」を「次条に規定する場所に通報するために使用する」に、「消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下この条において「規則」という。）」を「省令」に、「ものとし」を「もの（以下「火災通報装置」という。）とし、かつ」に改め、同号に次のように加える。

エ 火災通報装置は、自動火災報知設備の作動と連動して送信される信号により、次条に規定する場所への通報を自動的に行うこと。

オ 防火対象物が無人のときには、火災通報装置は、エの通報後、当該防火対象物の関係者が受信できる場所への通報を自動的に行うこと。

第3条第2号を削り、同条第3号中「第2条第2号」を「第2条第1号イ及び第2号」に改め、「もので」の次に「、かつ」を加え、同号を同条第2号とし、同条第4号及び第5号を削る。

第5条の見出し中「承認」を「事業所火災直接通報の承認」に改め、同条第1項中「条例第61条の2に規定する通報」を「事業所火災直接通報」に、「次の通報の区分に応じた申請書」を「別記様式第1号による通報承認申請書正副各1通」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第2項中「次の通報の区分に応じた書類」を「次に掲げる図書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第17条の3の2、法第17条の14若しくは条例第58条の3の規定により届出され、又はこれらの規定に準じて届出されたものに添付されているものは、添付しないことができる。

第5条第2項各号を次のように改める。

(1) 防火対象物の概要が分かる図書

(2) 自動火災報知設備及び火災通報装置に関する次の図書

ア 概要が分かる図書

イ 設置される各室の用途、間仕切壁、開口部の状況等が明記された断面図

ウ 電源系統図及び設備系統図が明記された配線図

エ 室名及び設備系統図を構成する機器、配線等が明記された平面図

オ 仕様書

カ 非常電源（別置型であるときに限る。）の配置図、構造図、接続図、仕様書及び計算書

キ 運動に係る関係図書

第5条第3項を削る。

第6条を次のように改める。

（事業所火災直接通報の承認の決定及び通知）

第6条 消防署長は、前条第1項の規定による申請があつた場合には、申請に係る防火対象物が第2条第1号ア及び第3条第1号の規定に適合していると認めるときは、承認するものとする。

2 消防署長は、前項の規定による承認をしたときは別記様式第2号による通報承認通知書により、承認をしないことを決定したときは別記様式第3号による通報不承認通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。第7条を削る。

第8条の見出し中「承認後」を「事業所火災直接通報の承認後」に改め、同条中「通報の」を「前条第1項の規定

による」に、「及び添付書面」を「又は添付図書」に、

「別記第8号様式の届出書を消防署長に」を「別記様式第4号による届出書正副各1通を防火対象物の所在地を管轄する消防署長に提出して」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「承認」を「事業所火災直接通報の承認」に改め、同条中「承認対象物」を「第6条第1項の規定による承認に係る防火対象物」に、「承認を」を「当該承認を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防署長は、前項の規定による取消をしたときは、別記様式第5号による通報承認取消通知書によりその旨を当該取消しを受けた者に通知するものとする。

第9条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（住宅火災直接通報及び救急直接通報の承認の申請等）

第9条 住宅火災直接通報又は救急直接通報の承認を受けようとする者は、当該承認に係る防火対象物の所在地を管轄する区市町村長の定めるところにより、当該区市町村長に申請し、その承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた者の当該承認の申請に係る事項の変更届出及び当該承認の取消しについては、当該承認に係る防火対象物の所在地を管轄する区市町村長の定めるところによる。別記様式を次のように改める。

別記
様式第1号 (第5条関係)

(表)

通 報 承 認 申 請 書

年 月 日

東京消防庁
消防署長 殿

申請者
住 所
電 話 ()
氏 名

火災予防条例第61条の2の規定により事業所火災直接通報の承認を受けたいので、下記
のとおり申請します。

記

防 火 対 象 物	所 在 地			
	名 称			
用 途 等	電 話 ()	項 階 数	/	構 造
就 業 時 間 特 等	勤 務 時 間	時 分 から	時 分 まで	・ 24時間
	休 業 日	() 曜日 ・ 無休		
※ 受 付	緊急連絡先	連絡先名	電 話 ()	

- 備考 1 申請者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
 2 ※印欄は記入しないこと。
 3 緊急連絡先の欄には、勤務時間外及び休業日に連絡をすることができる電話番号を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

非火災報防止対策の状況	<input type="checkbox"/> 警音式の受信機又は中継器		<input type="checkbox"/> 二信号式の受信機
	<input type="checkbox"/> 警音付加装置		<input type="checkbox"/> 感知器の適材適所
火災通報装置	品 名	型 式	
	製造会社	認定番号	
通 報 順 位	第一順位	東京消防庁	
	第二順位	氏名 ()	電話 ()
	第三順位	氏名 ()	電話 ()
	第四順位	氏名 ()	電話 ()

駆付け者の状況	駆付け者の有無	有	無
	駆付け者の連絡先	連絡先名 ()	電話 ()
到着に要する時間	内部進入のため	<input type="checkbox"/> 入口から自動火災報知設備の受信機の設置場所までの間	
	鍵の保有状況	<input type="checkbox"/> 全ての居室等 <input type="checkbox"/> その他 ()	

鍵の状況	自動解錠装置の有無	有	無
	自動解錠装置の方式		

- 備考 1 非火災報防止対策の状況の欄には、該当する項目の□に印を付すこと。
 2 通報順位の欄は、情報提供できる防火対象物の関係者を順次記載すること。
 3 駆付け付ける者とは、防火対象物が無人のときに火災通報装置からの通報を受けて当該防火対象物に駆け付けてくる者をいう。
 4 内部進入のための鍵の保有状況の欄には、該当する項目の□に印を付すこと。

様式第2号（第6条関係）

通 報 承 認 通 知 書		第 年 月 日 号
殿		東京消防庁 消防署長 印
年 月 日付けで申請のあった事業所火災直接通報の承認申請は、下記のとおり承認します。		
記		
所在地		
防火物名称	電話	()
承認番号	号	

(日本産業規格A列4番)

様式第3号（第6条関係）

通 報 不 承 認 通 知 書		第 年 月 日 号
殿		東京消防庁 消防署長 印
年 月 日付けの承認の申請について、自動通報等の承認に関する規程第6条第2項の規定により、下記のとおり承認をしないことを決定したので通知します。		
記		
1 防火対象物 (1) 所在地		
(2) 名称		
2 不承認の理由		

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）に、東京府を被告として訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(日本産業規格A列4番)

様式第4号 (第7条関係)

通報承認内容変更届出書				年 月 日
東京消防庁 消防署長 殿		届出者 住所 電話 () 氏 名		
自動通報等の承認に関する規程第7条の規定により、下記のとおり承認内容の変更をしたので届け出ます。				
記				
防 火 物 体	所 在 地	承 認 番 号	電 話 ()	
変 更 理 由 及 び 変 更 内 容				
※ 受 付		※ 経 過		

備考 1 届出者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記入すること。
 2 変更理由及び変更内容欄に必要事項が記入できない場合は、別に変更理由及び変更内容が分かるものを添付すること。
 3 ※印刷は記入しないこと。

(日本産業規格A列4番)

様式第5号 (第8条関係)

通報承認取消通知書		第 号	年 月 日
東京消防庁 消防署長 殿		東京消防庁 消防署長 殿	
年 月 日付で承認した事業所火災直接通報について、自動通報等の承認に関する規程第8条の規定により、下記のとおり承認を取り消したことを通知します。			
記			
1 防火対象物			
(1) 所在地			
(2) 名称			
(3) 承認番号			
2 取消年月日			
3 取消理由			

(表示)
 1 この処分がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内には、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。)

(日本産業規格A列4番)

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は同年3月1日から、附則第4項の規定は公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 この告示による改正後の自動通報等の承認に関する規程（以下「新告示」という。）第5条に規定する事業所火災直接通報の承認に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（承認に関する経過措置）

3 この告示の施行の際、現に待っているこの告示による改正前の自動通報等の承認に関する規程（以下「旧告示」という。）第2条第1号アに規定する有人直接通報の承認及び同号イに規定する無人直接通報の承認は新告示第2条第1号アに規定する事業所火災直接通報の承認と、旧告示第2条第2号に規定する緊急通報の承認は新告示第2条第2号に規定する救急直接通報の承認とみなす。

（登録に関する経過措置）

4 公布日において、現に旧告示第6条第1項の登録を受けている者の当該登録（有効期間が満了する日か施行日前であるものに限る。）の有効期間が満了する日は、同条第5項の規定にかかわらず、令和2年3月31日とする。

（登録の失効）

5 この告示の施行の際、現に旧告示第6条第1項の登録を受けている者の当該登録は、施行日の前日限り、その効力を失うものとする。

●東京消防庁告示第18号

代理通報事業者の認定等に関する規程を次のように定める。

令和元年9月26日

東京消防庁

消防總監 安 藤 俊 雄

代理通報事業者の認定等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号。以下「条例」という。）第61条の2の3から第61条の2の8までに規定する代理通報事業者の認定等に関し必要な事項を定める。

（代理通報事業者が行う通報の区分）

第2条 条例第61条の2の3第1項に規定する消防總監が定める通報の区分は、次のとおりとする。

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1に掲げる防火対象物又はその部分（次号に規定するものを除く。）に設置された自動火災報知設備等の作動と連動して送信される信号を受けた者が、現場を確認することなく行う通報（以下「事業所火災代理通報」という。）
- (2) 住居の用に供される防火対象物又はその部分に設置された住宅用火災警報器等の作動と連動して送信される信号を受けた者が、現場を確認することなく行う通報（以下「住宅火災代理通報」という。）
- (3) 住居の用に供される防火対象物又はその部分からボタンを押すこと等の一つの操作で送信される信号を受

けた者が、現場を確認することなく行う通報（以下「救急代理通報」という。）

（代理通報事業者認定基準）

第3条 条例第61条の2の3第1項に規定する消防總監が定める基準は、次の各号に掲げる通報の区分ごとに、当該各号の表のとおりとする。

(1) 事業所火災代理通報

項 目	認 定 基 準
受信場所及び待機所の体制に関すること。	受信場所及び待機所について、次に掲げる対応体制が確立されていること。 1 受信場所には、代理通報に係る信号を受信する者が常時待機し、当該信号を受信した者又は他の従業員が消防機関へ通報するとともに、待機所へ連絡すること。 2 待機所には、代理通報に係る信号を発した防火対象物に駆け付ける者（以下「現場派遣員」という。）が待機していること。 3 消防機関への通報後30分以内に、現場派遣員が現場に到着すること。
機器の維持管理に関すること。	遠隔通報装置、受信用装置、連絡用機器等の一連の機器が適正に設置され、維持管理されていること。
代理通報業務に従事する従業員の教育に関すること。	代理通報事業者の従業員のうち防火管理に関する知識及び技能を有し、代理通報業務（代理通報後の現場の確認等の業務を含む。以下同じ。）に従事する者に対して防火・防災教育を行う者（以下「教育担当者」という。）として次のいずれかに該当する者を1名以上

<p>防火対象物の関係者への周知に関すること。</p>	<p>現場派遣員に関すること。</p>	<p>指定し、組織的かつ計画的な防火・防災教育を実施していること。 ・ 令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者又は同項第2号に規定する必要な学識経験を有すると認められる者(以下「自衛消防業務講習修了者等」と総称する。) 2 条例第55条の3の2第1項に規定する防火管理技能講習を修了した者 3 各消防機関が実施する教育担当者講習(これに類するものを含む。)を修了した者</p>								
<p>防火対象物の異状の有無を確認するため消防隊が必要な限度で行う破壊について、代理通報に係る</p>	<p>防火対象物の異状の有無を確認するため消防隊が必要な限度で行う破壊について、代理通報に係る</p>	<p>(2) 住宅火災代理通報 防火対象物又はその部分の権原を有する関係者に周知させていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受信場所及び待機所の体制に関すること。</td> <td>受信場所及び待機所について、次に掲げる対応体制が確立されていること。 1 受信場所には、代理通報に係る信号を受信する者が常時待機し、当該信号を受信した者又は他の従業員が消防機関へ通報するとともに、待機所へ連絡すること。 2 待機所には、現場派遣員が待機していること。 3 消防機関への通報後30分以内に、現場派遣員が現場に到着できること。</td> </tr> <tr> <td>機器の維持管理に関すること。</td> <td>遠隔通報装置、受信用装置、連絡用機器等の一連の機器が適正に設置され、維持管理されていること。</td> </tr> <tr> <td>現場派遣員に関すること。</td> <td>1 待機所(現場派遣員を日ごとに配置している待機所)にあっては、当該待機所に現場派遣員の配置を行う営業所)ごとに、次のいずれかに該当する者を現場教育担当者として1名以上指定し、当該現場教育担当者により現場派遣員に対して、現場で必要な活動に関する教育を組織的かつ計画的に実施していること。 (1) 自衛消防技術認定証保有者 (2) 自衛消防業務講習修了者等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	認定基準	受信場所及び待機所の体制に関すること。	受信場所及び待機所について、次に掲げる対応体制が確立されていること。 1 受信場所には、代理通報に係る信号を受信する者が常時待機し、当該信号を受信した者又は他の従業員が消防機関へ通報するとともに、待機所へ連絡すること。 2 待機所には、現場派遣員が待機していること。 3 消防機関への通報後30分以内に、現場派遣員が現場に到着できること。	機器の維持管理に関すること。	遠隔通報装置、受信用装置、連絡用機器等の一連の機器が適正に設置され、維持管理されていること。	現場派遣員に関すること。	1 待機所(現場派遣員を日ごとに配置している待機所)にあっては、当該待機所に現場派遣員の配置を行う営業所)ごとに、次のいずれかに該当する者を現場教育担当者として1名以上指定し、当該現場教育担当者により現場派遣員に対して、現場で必要な活動に関する教育を組織的かつ計画的に実施していること。 (1) 自衛消防技術認定証保有者 (2) 自衛消防業務講習修了者等
項目	認定基準									
受信場所及び待機所の体制に関すること。	受信場所及び待機所について、次に掲げる対応体制が確立されていること。 1 受信場所には、代理通報に係る信号を受信する者が常時待機し、当該信号を受信した者又は他の従業員が消防機関へ通報するとともに、待機所へ連絡すること。 2 待機所には、現場派遣員が待機していること。 3 消防機関への通報後30分以内に、現場派遣員が現場に到着できること。									
機器の維持管理に関すること。	遠隔通報装置、受信用装置、連絡用機器等の一連の機器が適正に設置され、維持管理されていること。									
現場派遣員に関すること。	1 待機所(現場派遣員を日ごとに配置している待機所)にあっては、当該待機所に現場派遣員の配置を行う営業所)ごとに、次のいずれかに該当する者を現場教育担当者として1名以上指定し、当該現場教育担当者により現場派遣員に対して、現場で必要な活動に関する教育を組織的かつ計画的に実施していること。 (1) 自衛消防技術認定証保有者 (2) 自衛消防業務講習修了者等									
<p>防火対象物の関係者への周知に関すること。</p>	<p>防火対象物の関係者への周知に関すること。</p>	<p>(3) 救急代理通報 防火対象物の関係者への周知に関すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>認定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受信場所及び待機所の体制に関すること。</td> <td>受信場所及び待機所について、次に掲げる対応体制が確立されていること。 1 受信場所には、代理通報に係る信号を受信する者が常時待機し、当該信号を受信した者又は他の従業員が消防機関へ通報するとともに、待機所へ連絡すること。 2 待機所には、現場派遣員が待機していること。 3 消防機関への通報後30分以内に、現場派遣員が現場に到着できること。</td> </tr> <tr> <td>機器の維持管理に関すること。</td> <td>遠隔通報装置、受信用装置、連絡用機器等の一連の機器が適正に設置され、維持管理されていること。</td> </tr> <tr> <td>現場派遣員に関すること。</td> <td>1 現場派遣員は、東京消防庁が実施する現場派遣員講習を修了していること。 2 現場派遣員は、代理通報に係る防火対象物又はその部分の内部を確認するための手段を有していること。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	認定基準	受信場所及び待機所の体制に関すること。	受信場所及び待機所について、次に掲げる対応体制が確立されていること。 1 受信場所には、代理通報に係る信号を受信する者が常時待機し、当該信号を受信した者又は他の従業員が消防機関へ通報するとともに、待機所へ連絡すること。 2 待機所には、現場派遣員が待機していること。 3 消防機関への通報後30分以内に、現場派遣員が現場に到着できること。	機器の維持管理に関すること。	遠隔通報装置、受信用装置、連絡用機器等の一連の機器が適正に設置され、維持管理されていること。	現場派遣員に関すること。	1 現場派遣員は、東京消防庁が実施する現場派遣員講習を修了していること。 2 現場派遣員は、代理通報に係る防火対象物又はその部分の内部を確認するための手段を有していること。
項目	認定基準									
受信場所及び待機所の体制に関すること。	受信場所及び待機所について、次に掲げる対応体制が確立されていること。 1 受信場所には、代理通報に係る信号を受信する者が常時待機し、当該信号を受信した者又は他の従業員が消防機関へ通報するとともに、待機所へ連絡すること。 2 待機所には、現場派遣員が待機していること。 3 消防機関への通報後30分以内に、現場派遣員が現場に到着できること。									
機器の維持管理に関すること。	遠隔通報装置、受信用装置、連絡用機器等の一連の機器が適正に設置され、維持管理されていること。									
現場派遣員に関すること。	1 現場派遣員は、東京消防庁が実施する現場派遣員講習を修了していること。 2 現場派遣員は、代理通報に係る防火対象物又はその部分の内部を確認するための手段を有していること。									

防火対象物又はその部分の権原を有する関係者に周知させていること。

(認定に係る申請)

第4条 条例第61条の2の3第2項の規定による申請は、次の各号に掲げる通報の区分ごとに、当該各号に定める部署に別記様式第1号による申請書正副各1通を提出し、しなければならない。

- (1) 事業所火災代理通報 東京消防庁予部防火管理課
- (2) 住宅火災代理通報及び救急代理通報 東京消防庁防災部防災安全課

2 前項の申請書には、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

区分	書類
1	代理通報事業者の概要及び業務内容が分かる書類
2	待機所の所在地及び名称が分かる書類
3	受信場所及び待機所ごとの従業員数が分かる書類
4	待機所ごとに配置している車両及び装備品の概要が分かる書類
5	受信場所及び待機所の対応体制が分かる書類
6	遠隔通報装置、受信用装置、連絡用機器等の一連の機器の概要が分かる書類
7	教育担当者の資格の保有状況及び配置状況が分かる書類
8	教育担当者か代理通報業務に従事する従業員に対して実施す

事業所火災代理通報

る教育の計画が分かる書類

9 待機所（現場派遣員を日ごとに配置している待機所）にあっては、当該待機所に現場派遣員の配置を行う営業所）ごとの現場教育担当者の資格の保有状況及び配置状況が分かる書類

10 現場教育担当者が現場派遣員に対して実施する教育の計画が分かる書類

11 代理通報に係る防火対象物又はその部分の内部を確認するための手段が分かる書類

12 破壊についての防火対象物又はその部分の関係者への周知方法が分かる書類

13 代理通報業務を行う範囲が分かる書類（当該範囲が東京消防庁管内全域ではない場合に限る。）

住宅火災代理通報

事業所火災代理通報の項1から6まで及び9から13までに規定する書類

1 事業所火災代理通報の項1から6まで及び11から13までに規定する書類

2 待機所ごとの現場派遣員の資格の保有状況及び配置状況が分かる書類

(認定通知書等)

第5条 条例第61条の2の3第4項に規定する通知は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 認定をした旨の通知 別記様式第2号による通知書（次項において「認定通知書」という。）
- (2) 認定をしない旨の通知 別記様式第3号による通知書

書

2 消防総監は、認定通知書に併せて次の各号に掲げる通報の区分ごとに、当該各号に定める様式による認定証を交付するものとする。

- (1) 事業所火災代理通報 別記様式第4号
 - (2) 住宅火災代理通報 別記様式第5号
 - (3) 救急代理通報 別記様式第6号
- (東京消防庁認定通報事業者の公表)

第6条 条例第61条の2の3第5項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 東京消防庁ホームページへの掲載
- (2) 東京消防庁本部並びに消防署、消防分署及び消防出張所での閲覧
- 2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第61条の2の3第3項に規定する東京消防庁認定通報事業者（以下「東京消防庁認定通報事業者」という。）の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 認定を受けた通報の区分
- (3) 認定を受けた年月日
- (4) 代理通報業務を行う地域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、消防総監が必要と認める事項

(東京消防庁認定通報事業者の遵守事項)

第7条 条例第61条の2の4に規定する消防総監が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 迅速かつ適正な通報を行うこと。
- (2) 現場派遣員は、遅滞なく現場に到着すること。
- (3) 消防隊等への情報提供及び関係者への連絡を適正に

<p>行うこと。</p> <p>(4) 消防隊等の引揚げ又は医療機関への搬送開始後の現場の管理を適正に行うこと。</p> <p>(5) 機器の不具合による信号に基づき通報がなされた場合その他特異な事案があった場合で、消防総監から求められたときに報告をすること。</p> <p>（認定の更新）</p> <p>第8条 東京消防庁認定通報事業者は、条例第61条の2の5の規定による認定の失効の際、認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の1か月前までに、消防総監に申請するものとする。</p> <p>2 前項の申請に係る手続については、条例第61条の2の3第2項から第5項までの規定を準用する。</p> <p>3 前2項の規定による更新後の認定の有効期間は、更新前の認定の有効期間が満了する日の翌日から起算して3年を経過する日までとする。</p> <p>（変更及び廃止の届出）</p> <p>第9条 条例第61条の2の6の規定による変更及び廃止の届出は、次の各号に掲げる通報の区分ごとに、当該各号に定める部署に別記様式第7号による届出書正副各1通を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 事業所火災代理通報 東京消防庁予防部防火管理課</p> <p>(2) 住宅火災代理通報及び救急代理通報 東京消防庁防災部防災安全課</p> <p>（認定の取消基準）</p> <p>第10条 条例第61条の2の7第1項に規定する消防総監が定める基準は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判</p>	<p>明したとき。</p> <p>(2) 第3条に規定する認定基準に適合しないことが判明したとき。</p> <p>(3) 正当な理由なく、条例第61条の2の8第2項の調査を拒み、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) 故意又は重大な過失により、代理通報業務中に重大な事故を発生させたとき。</p> <p>(5) 代理通報業務に関し、犯罪行為その他社会通念上東京消防庁認定通報事業者としてふさわしくない行為をしたとき。</p> <p>（意見陳述の機会の付与）</p> <p>第11条 消防総監は、条例第61条の2の7第1項に規定する認定の取消しようとする場合は、当該東京消防庁認定通報事業者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会（以下この条において「意見陳述の機会」という。）を与えらるものとする。</p> <p>2 前項の意見陳述の機会におけるその方法は、消防総監が口頭であることを認めるときを除き、意見及び証拠を記載した書面（次項において「意見書」という。）を提出してするものとする。</p> <p>3 消防総監は、第1項の規定により東京消防庁認定通報事業者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間を置いて、当該東京消防庁認定通報事業者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。</p> <p>(1) 取消しようとする認定に係る通報の区分</p> <p>(2) 認定の取消しの根拠となる条例等の条項</p>	<p>(3) 認定の取消しの原因となる事実</p> <p>(4) 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）</p> <p>（取消しの通知）</p> <p>第12条 条例第61条の2の7第2項の規定による通知は、別記様式第8号による通知書により行うものとする。</p> <p>（認定の取消しを受けた事業者の公表）</p> <p>第13条 条例第61条の2の7第3項の規定による公表は、第6条第1項各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>2 公表する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 認定の取消しを受けた東京消防庁認定通報事業者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 認定の取消しを受けた通報の区分</p> <p>(3) 認定の取消しを受けた年月日</p> <p>(4) 認定の取消しを受けた理由</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、消防総監が必要と認める事項</p> <p>（証票）</p> <p>第14条 条例第61条の2の8第3項に規定する消防総監が定める証票は、別記様式第9号による立入調査証とする。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。</p> <p>（準備行為）</p> <p>2 火災予防条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第58号）附則第2項の規定により令和2年4月1日</p>
---	---	--

前に行う代理通報事業者の認定に関し必要な手続その他の行為は、この告示の第2条から第5条までの規定の例による。

別記
様式第1号（第4条、第8条関係）

東京消防庁認定通報事業者認定申請書

年 月 日

東京消防庁
消防総監 殿

申請者
住所 電話 ()
氏名


火災予防条例第61条の2の3第1項の規定により認定を受けたいので、同条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

申請に係る通報の区分	<input type="checkbox"/> 事業所火災代理通報 <input type="checkbox"/> 救急代理通報	<input type="checkbox"/> 住宅火災代理通報
認定種別	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 更新
所在地		
受信場所名	電話	()
責任者職氏名		
待機所数	か所	
※受付	※経過	

- 備考
- 申請者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
 - 申請に係る通報の区分欄には、該当する項目の□にレ印を付すこと。
 - 必要な関係書類を添付すること。
 - ※印欄は記入しないこと。

(日本産業規格A列4番)



**東京消防庁認定通報事業者
認定証**
事業所火災代理通報

住所 (所在地)
氏名 (名称)


火災予防条例 (昭和37年東京都条例第65号) 第61条
の2の3の規定に基づき、事業所火災代理通報における
東京消防庁認定通報事業者として認定する。

年 月 日から
年 月 日まで

東京消防庁 印

(日本産業規格A列4番)

備考 花模様 (灰色) の縁飾りを付け、上部中央に消防章 (金色) の図柄を入れた鳥の子紙とする。



**東京消防庁認定通報事業者
認定証**
住宅火災代理通報

住所 (所在地)
氏名 (名称)

火災予防条例 (昭和37年東京都条例第65号) 第61条
の2の3の規定に基づき、住宅火災代理通報における
東京消防庁認定通報事業者として認定する。


年 月 日から
年 月 日まで

東京消防庁 印

(日本産業規格A列4番)

備考 花模様 (灰色) の縁飾りを付け、上部中央に消防章 (金色) の図柄を入れた鳥の子紙とする。

様式第6号 (第5条関係)


**東京消防庁認定通報事業者
認定証
救急代理通報**

住所 (所在地)
氏名 (名称)

火災予防条例 (昭和37年東京都条例第65号) 第61条
の2の3の規定に基づき、救急代理通報における
東京消防庁認定通報事業者として認定する。

年 月 日から
年 月 日まで

東京消防庁 印

(日本産業規格A列4番)

備考 花模様 (灰色) の縁飾りを付け、上部中央に消防章 (金色) の図柄を入れた鳥の子紙とする。

様式第7号 (第9条関係)

東京消防庁認定通報事業者認定内容変更・業務廃止届出書

年 月 日

東京消防庁
消防総監 殿

届出者
住所
電話 ()
氏名

火災予防条例第61条の2の3第2項の規定による申請に係る事項について、変更があった (業務を廃止した) ので、同条例第61条の2の6の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

通 報 の 区 分	<input type="checkbox"/> 事業所火災代理通報	<input type="checkbox"/> 住宅火災代理通報
変 更 内 容		
※受付	※経過	

備考1 届出者が法人の場合、氏名欄には、その名称及び代表者氏名を記入すること。
2 通報の区分欄には、該当する項目の□にシ印を付すこと。
3 変更に係る書類を添付すること。
4 廃止の場合、変更内容欄に廃止年月日及び廃止した旨を記載すること。
5 ※印欄は記入しないこと。

(日本産業規格A列4番)

様式第8号 (第12条関係)

東京消防庁認定通報事業者認定取消通知書

年月日付けで認定した東京消防庁認定通報事業者については、代理通報事業者の認定等に関する規程第10条第号に該当するため、火災予防条例第61条の2の7第2項の規定に基づき下記のとおり認定を取り消したことを通知します。

東京消防庁
消防総監



第 号
年 月 日

通報の区分	敷
住所 (所在地)	
氏名 (名称)	
認定取消日	年 月 日
取消理由	
特記事項	

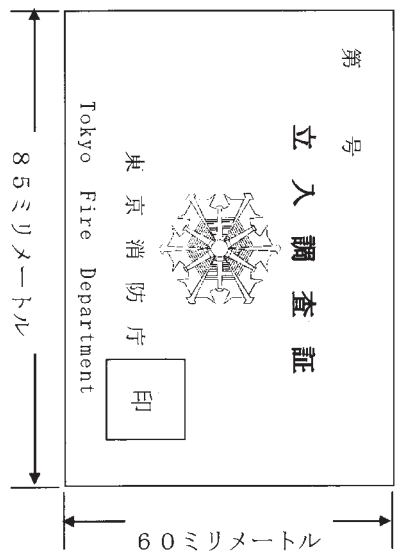
1 (表示) この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に東京都知事に対して審査請求をすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができ、当該裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)

様式第9号 (第14条関係)

- 一 地色は、白色とする。
- 二 消防章は、直径三三ミリメートルとする。
- 三 文字は、黒色とする。



(裏)

この証書を携帯する者は、火災予防条例第61条の2の8第2項の規定により事務所等に立ち入り、調査を行う権限を有する。

火災予防条例及び代理通報事業者の認定等に関する規程第10条第1項において、消防総監が特に必要と認めるときは、消防職員として、事務所、事務所その他事業に係る場所(次項において「事業所等」という。)に立ち入り、業務内容に関し調査を行わせることができる。

(代理通報事業者の認定等に関する規程第10条第1項に規定する消防総監が定める事項は、次に掲げる事項とする。)

第3号 正当な理由なく、条例第61条の2の8第2項の調査を拒み、又は虚偽の報告をしたとき。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一(代)
郵便番号 163-8001
定価

本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

